

出産費助成制度について

平成22年4月1日より、河津町出産費助成金支給要綱が施行されました。

主旨 河津町に分娩施設を設置することが困難な状況に鑑み、子育て支援の一環として、子どもの出産に係る費用の一部を助成することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境を整備することを目的とする。

金額 1回の出産(単胎)につき10万円とする。
妊娠28週目(妊娠8か月)以降で死産の場合においても対象とする。
多胎の場合 出産児のうち1人を除いた子ども1人につき5万円を加算(死産を除く。)

住所要件 出産日の6ヶ月以前に住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている者で、その後継続して居住する予定の者
出産する者の住所要件(母親)

申請 出産の日から1年以内に町長に申請
添付書類 死産の場合、死産届又は火葬許可証の写し

その他 世帯員に町税等の滞納がないこと

お問い合わせ
保健福祉課 保健福祉係
電話 0558-34-1937